

山梨県公報

第二千二百五十八号

平成二十四年

九月三日

月 曜 日

目次

告示

保安林の指定施業要件の変更予定(三件)……………四九三

収入証紙指定売りさばき人の指定……………四九四

公告

平成二十四年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度……………四九四

平成二十四年度後期技能検定の実施……………四九七

国土調査の成果の認証……………四九七

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(七件)……………四九九

公安委員会

一般競争入札について……………四九九

正誤

平成二十四年三月二十九日付第二千二百十六号中……………五〇一

告示

山梨県告示第三百十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十四年九月三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南巨摩郡南部町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、南巨摩郡南部町(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

南巨摩郡南部町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、南巨摩郡南部町(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。(一)

山梨県告示第三百十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十四年九月三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南巨摩郡南部町(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。(一)

山梨県告示第三百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十二条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十四年九月三日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南巨摩郡南部町（次の図に示す部分に限る。）

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

- 三 変更後の指定施業要件
（一）立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
南部町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- （二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三百十七号

山梨県収入証紙条例（昭和三十九年山梨県条例第十七号）第六条第一項の規定により山梨県収入証紙指定売りさばき人を次のとおり指定した。

平成二十四年九月三日

山梨県知事 横内正明

売りさばき場所	住 所	氏 名	指 定 年 月 日
西八代都市川三郷 町市川大門六百四 十番地	西八代都市川三郷 町市川大門六百四 十番地	砂田 眞砂美	平成二十四年七月二十一 日

公 告

●平成二十四年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度
森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成二十四年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のとおり公表する。

平成二十四年九月三日

山梨県知事 横内正明

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、六〇四・三七七ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一七三・九七七ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、一四一・七九ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	九九・六九ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鵜沢地区水源かん養保安林	一、六五九・六三ヘクタール
鵜沢地区土砂流出防備保安林	一四一・六二ヘクタール
鵜沢地区干害防備保安林	七・一二ヘクタール
鵜沢地区保健保安林	一一・五六ヘクタール
韮崎地区水源かん養保安林	九八九・一二ヘクタール
韮崎地区土砂流出防備保安林	五六五・六七ヘクタール
多摩川上流水源かん養保安林	七〇五・四四ヘクタール
多摩川上流水源かん養保安林	一六・〇六ヘクタール
相模川中流水源かん養保安林	一、一三三・五九ヘクタール
相模川中流水源かん養保安林	一五四・二四ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一一一・二六ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一五六・四九ヘクタール

●平成二十四年度後期技能検定の実施
職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公告する。

平成二十四年九月三日

一 実施職種

山梨県知事 横 内 正 明

1 特級

1 特級
鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

2 一級及び二級

2 一級及び二級
さく井、金型製作、工場板金（学科試験のうち受検者が選択する科目にあっては機械板金加工法及び数値制御タレットパンチプレス板金加工法に、実技試験のうち受検者が選択する科目にあっては機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業に限る。）、金属ばね製造（学科試験のうち受検者が選択する科目にあっては薄板ばね製造法に、実技試験のうち受検者が選択する科目にあっては薄板ばね製造作業に限る。）、機械検査、機械保全、電気機器組立て（学科試験のうち受検者が選択する科目にあってはシーケンス制御法に、実技試験のうち受検者が選択する科目にあってはシーケンス制御作業に限る。）、半導体製品製造、プリント配線板製造、時計修理、空気圧装置組立て、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造（学科試験のうち受検者が選択する科目にあっては婦人子供既製服製造法に、実技試験のうち受検者が選択する科目にあっては婦人子供既製服パターンメイキング作業及び婦人子供既製服縫製作業に限る。）、和裁、強化プラスチック成形（学科試験のうち受検者が選択する科目にあっては積層防食法に、実技試験のうち受検者が選択する科目にあってはエポキシ樹脂積層防食作業に限る。）、石材施工（学科試験のうち受検者が選択する科目にあっては石材加工法に、実技試験のうち受検者が選択する科目にあっては石材加工作業に限る。）、パン製造、建築大工、かわらぶき、配管（学科試験のうち受検者が選択する科目にあっては建築配管施工法に、実技試験のうち受検者が選択する科目にあっては建築配管作業に限る。）、型枠施工、鉄筋施工（実技試験のうち受検者が選択する科目にあっては、鉄筋組立て作業に限る。）、コンクリート圧送施工、防水施工（学科試験のうち受検者が選択する科目にあってはアスファルト防水施工法に、実技試験のうち受検者が選択する科目にあってはアスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水施工法及び塩化ビニル系シート防水工事作業に限る。）、カーテンウォール施工、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図（学科試験のうち受検者が選択する科目にあっては

機械製図法に、実技試験のうち受検者が選択する科目にあっては機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業に限る。）、電気製図、印章彫刻（学科試験のうち受検者が選択する科目にあっては木口彫刻法に、実技試験のうち受検者が選択する科目にあっては木口彫刻作業に限る。）、塗装（学科試験のうち受検者が選択する科目にあっては鋼橋塗装法に、実技試験のうち受検者が選択する科目にあっては鋼橋塗装作業に限る。）

3 三級

3 三級
機械加工（学科試験のうち受検者が選択する科目にあっては旋盤加工法に、実技試験のうち受検者が選択する科目にあっては普通旋盤作業に限る。）、機械検査、電気機器組立て（学科試験のうち受検者が選択する科目にあっては配電盤・制御盤組立法及びシーケンス制御法に、実技試験のうち受検者が選択する科目にあっては配電盤・制御盤組立法及びシーケンス制御作業に限る。）、プリント配線板製造、時計修理、冷凍空気調和機器施工、和裁、プラスチック成形（学科試験のうち受検者が選択する科目にあっては射出成形法に、実技試験のうち受検者が選択する科目にあっては射出成形作業に限る。）、建築大工、配管（学科試験のうち受検者が選択する科目にあっては建築配管施工法に、実技試験のうち受検者が選択する科目にあっては建築配管作業に限る。）、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図（実技試験のうち、受検者が選択する科目にあっては、機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業に限る。）、電気製図及び貴金属装身具製作

4 単一等級

4 単一等級
電子回路接続、樹脂接着剤注入施工及びバルコニー施工

二 試験の方法

二 試験の方法
実技試験及び学科試験

三 日程等

1 実技試験

1 実技試験
（一）実施期日

（一）実施期日
平成二十四年十二月三日（月）から平成二十五年二月十七日（日）までの間において、山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。

（二）実施場所

（二）実施場所
山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。

（三）問題の公表

（三）問題の公表
平成二十四年十一月二十二日（木）に山梨県職業能力開発協会（甲府市大津町二千百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター内）において行う。ただし、一部の職種については公表しない。

2 学科試験
(-) 実施期日

検 定 職 種	実施期日
一 一級及び二級 機械検査 電気機器組立て 婦人子供服製造 配管 型枠施工 二 三級 機械検査 電気機器組立て 配管	平成二十五年二月二十日(日)
一 特級 鑄造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械 検査 ダイカスト 機械保全 電子機器組立て 電気 機器組立て 半導体製品製造 プリント配線板製造 自動販売機調整 光学機器製造 内燃機関組立て 空 気圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械整備 婦人 子供服製造 紳士服製造 プラスチック成形 パン製 造 二 一級及び二級 さく井 金型製作 工場板金 時計修理 農業機械 整備 冷凍空気調和機器施工 強化プラスチック成形 石材施工 パン製造 コンクリート圧送施工 防水 施工 カーテンウール施工 機械・プラント製図 印章彫刻 三 三級 機械加工 時計修理 冷凍空気調和機器施工 機械 ・プラント製図 貴金属装身具製作 四 単一等級 バルコニー施工	平成二十五年二月二十七日(日)
一 一級及び二級 金属ばね製造 機械保全 半導体製品製造 プリン ト配線板製造 空気圧装置組立て 和裁 建築大工 かわらびき 鉄筋施工 テクニカルイラストレーショ ン 電気製図 塗装	平成二十五年二月三日(日)

二 三級
 プリント配線板製造 和裁 プラスチック成形 建
 築大工 テクニカルイラストレーション 電気製図
 三 単一等級
 電子回路接続 樹脂接着剤注入施工

(二) 実施場所
 甲府市大津町二千百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター

四 受検申請の手續
 1 提出書類
 技能検定受検申請書
 2 試験手数料
 (一) 実技試験
 (1) 一級、二級、三級(2)に該当する者を除く。及び単一等級
 一万六千五百円
 (2) 三級(山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第
 十九号)別表の四の項に規定する高等学校に在学する者に限る。)
 一万千円
 (二) 学科試験
 三千百円
 3 手数料の納付方法
 実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書(以下「申請
 書」という。)に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場
 合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、
 申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は還付しない。
 4 受付期間
 平成二十四年十月一日(月)から同月十二日(金)まで
 5 提出先
 甲府市大津町二千百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター内 山梨県
 職業能力開発協会(電話〇五五 二四三 四九一六)
 6 その他
 (一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会で交付する。なお、申
 請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」

と朱書し、返信用封筒(角形二号の封筒に、あて先を記入し、百二十円切手を貼
り付けたもの)を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書
在中」と朱書すること(受付期間内の消印のあるもの)に限り受け付ける。な
お、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

1 合格者の発表及び通知

合格者については、平成二十五年三月十五日(金)午前十時に県庁東側の掲示板
に受検番号を掲示するとともに、山梨県のホームページ内に掲載する。なお、合格
者及び実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、山梨県職業能力
開発協会から書面で通知する。

2 合格証書等の交付

特級、一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣名の合格証書を、二級又は三
級の合格者には山梨県知事名の合格証書を交付する。このほか、厚生労働大臣から
技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章を交付する。

六 その他

技能検定について不明な点は、山梨県産業労働部産業人材課又は山梨県職業能力開
発協会に問い合わせること。

● 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次のとお
り国土調査の成果を認証した。

平成二十四年九月三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 調査を行った者の名称

山梨市、富士吉田市及び身延町

二 調査を行った時期

山梨市 平成二十二年六月三日から平成二十四年三月三十日まで
富士吉田市 平成十四年七月八日から平成二十四年三月十五日まで
身延町 平成十六年八月二十日から平成二十四年三月三十一日まで

三 成果の名称

地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

山梨市三富川浦の一部

富士吉田市緑ヶ丘二丁目、下吉田及び旭一丁目の各一部
身延町梅平の一部
認証年月日
平成二十四年八月二十四日

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律
第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年九月三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日

平成二十四年八月六日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 オカダ保温有限公司

2 主たる営業所の所在地 甲府市徳行三丁目九番二十五号

3 代表者の氏名 岡田さつき

三 許可番号

山梨県知事許可(般 二四)第六八二四号

四 処分の内容

板金工事業、塗装工事業及び防水工事業に係る一般建設業の許可の取
消し

五 処分の原因となった事実

平成二十四年七月三十一日付けで四に掲げる建設業を廃
止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律
第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年九月三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日

平成二十四年八月六日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 明友機工株式会社

2 主たる営業所の所在地 韮崎市龍岡町下條南割字西原四百六十六番地

3 代表者の氏名 甲野藤俊

三 許可番号

山梨県知事許可(般 二一)第八八六七号

四 処分の内容

とび・土工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実

平成二十四年七月三十一日付けで四に掲げる建設業を廃

止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年九月三日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年八月六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 桶幸本店
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市中央五丁目三番十五号
 - 3 代表者の氏名 小林政明
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二〇）第九二一〇号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成二十四年八月一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年九月三日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年八月六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 日本ステレンス工業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市下曾根町五百七十一番地
 - 3 代表者の氏名 岡田雅人
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二一）第九三〇八号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成二十四年七月三十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年九月三日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年八月十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 浅川木材株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市大下条六百六番地一
 - 3 代表者の氏名 浅川誠
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二二）第九四四二号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成二十四年八月八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年九月三日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年八月二十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 ムサシ建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 山梨市下石森千三十八番地
 - 3 代表者の氏名 村田義郎
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二二）第七三三九号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成二十四年八月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年九月三日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年八月二十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 古屋工業
- 2 主たる営業所の所在地 中央市若宮四番地六
- 3 代表者の氏名 古屋良一
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二〇)第八六七八号
- 四 処分の内容 大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年八月二十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

公安委員会

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十四年九月三日

山梨県警察本部長 真家 悟

- 一 一般競争入札に付する事項
- 1 借入物品等の名称及び数量
- 通信指令システム用機器 一式
- 2 借入物品等の仕様等
- 入札説明書で定める内容等であること。
- 3 借入期間
- 平成二十五年十月一日から平成三十年九月三十日まで
- 4 借入場所
- 山梨県警察本部(生活安全全部通信指令課等)及び県下十二警察署
- 5 入札方法
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

額を入札書に記載すること。

- 二 一般競争入札の参加資格
- 1 一般競争入札の参加資格に記載した条件を全て満たす者であること。
- 2 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百七十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 3 平成二十四年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等(平成二十四年山梨県告示第三百一十一号)の一に定める競争入札に参加することができる者又は入札の日までに取得見込みの者であること。
- 4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- 5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第四十一条第一項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第九十九条第一項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者のみならず。
- 6 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二十一条第一項又は第二項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 7 民事再生法附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。
- 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- 9 法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料の滞納がない者であること。
- 10 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。
- 11 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。
- 12 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得ること。

13 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）に次のアからエまでのいずれかに該当する者のいない法人であること。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

エ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

郵便番号四〇〇 八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県警察本部生活安全部通信指令課庶務係 電話〇五五 二三五 二二二一

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成二十四年九月十八日（火）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに三の1の交付場所において交付する。

3 入札及び開札の日時及び場所

平成二十四年十月十五日（月）午後一時三十分 山梨県会議事堂地下B01会議室

4 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

5 落札者の決定方法

この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めたと入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から平成二十四年九月二十四日（月）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに三の1の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

5 契約書作成の要否

要

6 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に二に掲げる参加資格のうち、一つでも満たさなくなつた場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

Command Communication System for Yamanashi Prefectural Police

Information Network, 1 Set

2 Date and time for tender

1:30PM October 15, 2012

3 Bureau in charge

Communication Command Division, Community Safety Department, Yamanashi

Prefectural Police Headquarters 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi

Yamanashi-ken 400-8586 Japan TEL055-235-2121

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成二十四年三月二十九日付山梨県人事委員会規則第八号（山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則）
 二四ページ下段終わりから四行目

61 は 60 61 の誤り。

二二五 下 十七
 二二五 下 十九
 緑地推進監
 緑化推進監

平成二十四年三月二十九日付山梨県人事委員会規則第九号（山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則）
 二七ページ上段一行目

63 63 64 は 63 64 の誤り。

二二七 上 五
 表中
 表

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番